

飯塚市止水板設置費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月27日

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市止水板設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、浸水被害を軽減するため、止水板を設置する者に対し、補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 この告示において、補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、市内に存する建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項に規定する建築物に止水板(屋外から建築物に雨水等が浸水することを阻むため、建築物の出入口、開口部等に非常時に設置される板等(浸水に耐える丈夫な材質で、取外し又は移動が可能なものに限る。))であって、市長が認めるものをいう。以下同じ。)を設置する工事及びこれと一体として行う工事又は当該建築物に設置する止水板の購入とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、前条の建築物の所有者又は使用者であって、市税等を滞納していないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付を受けることができない。

(1) 販売を目的とした建築物等に補助事業を行うもの

(2) 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員をいう。

以下この号において同じ。)であり、又は暴力団等との関係を有しているもの

(3) 国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資により設立された法人が所有する建築物に関するもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるもの

(補助金額)

第4条 補助金の額は、補助事業に要した費用(消費税及び地方消費税を除く。)に2

分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。

2 補助金の交付は、第2条の建築物1棟につき1回限りとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、原則として補助事業を実施する年度の2月末までに、次に掲げる書類を申請書に添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図(付近見取図)

(2) 現況写真

(3) 止水板設置工事見積書又は止水板購入見積書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 補助事業者が当該建築物の使用者であるときは、当該建築物に係る土地所有者及び建築物所有者の承諾書を提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 止水板設置工事又は止水板購入を証する領収書の写し

(2) 止水板を設置している写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(維持管理)

第7条 交付決定者は、止水板が所定の性能を保持するよう維持管理に努めなければならない。

(協力の依頼)

第8条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて止水板の使用状況に関する情報の提供その他の協力を依頼することができる。

(財産処分の制限期間)

第9条 補助事業により設置し、又は購入した止水板は、規則第22条第2号に規定する機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物とする。

2 規則第22条ただし書きに規定する市長が定める期間は、止水板の設置工事が完了した日又は止水板を購入した日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(交付決定者の責務)

第10条 補助金の交付決定を受けて止水板設置又は購入(次項において「止水板の設置等」という。)をしたことにより、交付決定者又は第三者に事故、紛争等が生じても、市はその責めを負わない。

2 止水板の設置等をした後に建築物への浸水被害が発生した場合において、市はその責めを負わない。

3 交付決定者は、止水板を第三者に譲渡するときは、譲渡を受ける者に前2項の内容を承継させなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。